

恵庭市認可保育所等入所に係る利用調整について

恵庭市内の認可保育所、認定こども園（2号・3号認定こども）の入所において、利用定員を上回る申込があった場合、市が定めた利用調整基準に基づき、入所の優先順位を決定します。

●優先順位の設定方針

優先利用（虐待のおそれがある世帯やひとり親世帯、多子世帯等）の事項を設け、利用調整基準を定めます。具体的な内容は恵庭市認可保育所等利用調整基準のとおりです。

ただし、恵庭市外からの広域入所申込（新規）児童については、利用調整基準の対象外とし、恵庭市内在住（転入予定者を含む）児童の入所決定を優先的に行います。

●利用調整方法

入所申込書提出締切日までに提出された書類により、保育を必要とする状況を確認し、「1. 基本点数表」と「2. 調整点数」の合計により「世帯の点数」を決定します。

1. 基本点数表…複数の項目に該当する場合は、より点数の高い項目を使用します。
2. 調整点数 …特に記載があるもの以外は、該当する項目全ての点数を加算して点数を決定します。

同じクラス年齢の中で「世帯の点数」の高い児童より、保育の優先度が高いと判断し入所施設を決定します。なお、「世帯の点数」が同点の場合は「3. 同点時の優先順位」により順位を決定します。

●前年度からの継続入所児童（恵庭市外からの広域入所児童は除く）の転園（入所日4月1日）について

市が指定する期限までに転園申込があった場合、新規入所申込者よりも先に利用調整を行い、転園（入所）を決定します。同じ認定こども園内で1号認定から2号認定に変更する場合も同様。

●「障がいのある4歳以上児の受入」（恵庭市独自入所要件）について

本利用調整基準の対象外とし、保育所の受け入れ体制等を考慮して、別に利用調整を行います。